

JMRCA

日本モデルラジオコントロールカー協会

<http://www.jmrca.jp>

RULE BOOK

公示

本競技規則は日本国内のラジオコントロールによる。模型自動車競技会の安全、平等、秩序を旨として制定した国内規則である。

[2014/04/16 一部修正](#)

[2014/04/19 一部修正](#)

[2014/05/27 一部修正](#)

[2014/10/10 誤植修正](#)

目次

	2014 年度の変更.....	1
第 1 章	総則.....	2
第 2 章	競技大会の開催、及び組織.....	2
第 3 章	参加者.....	4
第 4 章	抗議.....	4
第 5 章	損害の補償.....	5
第 6 章	競技規則に違反した行為に対する罰則.....	5
第 7 章	競技種目と出場する競技車.....	5
第 8 章	送・受信機、及び周波数の規定.....	6
第 9 章	公式車体検査.....	6
第 10 章	1/8 スケールエンジン・レーシング・カー.....	5
第 11 章	1/8 スケールエンジン・オフロード・カー.....	8
第 14 章	1/10 スケール・電動オフロード・カー.....	10
第 15 章	1/10 スケール・電動ツーリング・カー.....	12
第 16 章	1/12 スケール・電動レーシング・カー.....	20
第 17 章	1/10 スケール・エンジン・ツーリング・カー.....	21

2014 年度からの改定について、以下のカテゴリが変更となります

1/8 エンジンレーシングカー

車体寸法と重量

車体各部の寸法は、10-7 に示す条件を満たしながら、いかなる場合も下記の数値に適合しなければならない。

外形寸法

- ①ホイールベース…270～330mm
- ②最大幅…267mm
- ③最大高…170mm、(車体を 20mm ブロックの置いた状態で測定・エアリアルを含まず)

ウイング、スポイラー寸法

- ①最大幅…267mm
- ②最大長…77mm
- ③最大高…180mm (車体を 20mm ブロックの置いた状態で測定)
- ④最大傾斜角…90 度
- ⑤折り返し幅…最大 5mm

車体最低重量

全ての車は走行状態において、2450g 以上でなければならない。ただし、計測用発信器を取り付けた状態で、燃料を除いた重量。

ボディ寸法

- ①最大高…170mm (車体を 20mm ブロックの置いた状態で測定)
測定は、高さ 20mm のスペーサーの上にシャーシを水平に置いた状態で行う。
- ②最大幅…267mm

走行規定

- ⑥予選はポイント制とする 決勝レースは全員勝ち上がり決勝方式で行われる

1/10 エンジンツーリングカー

17-1-2 スポーツクラスの参加資格

スポーツクラスは過去 3 年以内にその他の JMRCA 全日本選手権において 10 位以内に入賞したものは参加できない。ただしエンジンツーリング・カースポーツクラス優勝者は、翌年度のみ同クラスに参加出来なく、翌々年度からの参加は可能。

走行規定

- ⑥予選はポイント制とする 決勝レースは全員勝ち上がり決勝方式で行われる

1/10 電動オフロードカー

1/10 電動ツーリングカー

1/12 電動レーシングカー

ジャイロ等を含むオートパイロット(車両自律航法装置)の使用禁止

1/12 電動・レーシング・カー 21.5T ストック選手権

1. 参加資格 JMRCA 会員で各地の一次予選参加選手尚、一次予選を行わない支部での参加希望選手は、その支部へ連絡の事過去 3 年の全日本選手権で A メイン経験の選手及び JMRCA が参加不適当と認められた選手は参加出来ない)
2. 使用するアンプは、ノンブースト、0 タイミングの状態で使用しなければならない
3. 予選開始前にモーターの抵抗値の検査をし、規格(65mΩ)以下のモーターは使用不可 交換を義務付け、適合したモーターにはマーキングをする
4. アンプは検査員によりノンブースト、0 タイミングが外部から設定状態を LED で視認できる物のみ使用できる
5. バッテリーは外形寸法 長さ 93mm×幅 47mm×高さ 18.5mm 以内で、ハードケース仕様のリフエ:1 S (3.3V)、リポ:1S (3.7V)、リフエ:2S (6.6V)、リポ:2S (7.4V) のみ使用出来る

第 1 章 総則

1-1 JMRCA 競技規則

JMRCA 競技規則は、日本モデル・ラジオコントロール・カー協会が、RC カー競技の各種目について規則を規制し、日本の RC カー競技会の管理と技術向上を図り、併せて我が国模型文化の発展に寄与する事を目的とし施工するものである。

1-1-1 適用の範囲

本競技規則は、日本国内に於ける本協会が公認する全ての RC カー競技会に適用する。

1-1-2 競技規則の解釈、及び判定

全ての競技会は、スポーツマン精神に基いて、明朗、潤滑に運営しなければならない。また、本競技規則は競技会運営上、最低必要事項を自制したものであり、もしその解釈、判断において混乱があった場合、競技審判委員は、本競技規則に基づいて解釈し、その判定を最終的なものとする。

第 2 章 競技大会の開催、及び組織

2-1 競技会の主催者

本協会の公認する競技会的主催者は次の者である。

2-1-1 本協会、及びその支部

2-1-2 本協会により、特に承認された者。

2-2 競技会の格式

本協会の定める競技会の格式は次のものである。

2-2-1 全日本選手権大会、及び全日本選手権地区予選大会

主催者は、本章 2-1-1 に定めるもので、参加者は全て本協会会員でなければならない。

2-2-2 前記以外の競技会

主催者は、本章 2-1-2 に定めるもので、参加者の資格は主催者の決定による。

2-3 競技会の公認

競技会主催者は、競技会開催に先だって公認の許可申請を行わなければならない。

2-3-1 競技会主催者は競技会が本協会協議規則に基づいて開催されることを制約し、本章 2-5-2 に示す各項目を明記して、申請手続きをしなければならない。

2-3-2 本協会は、正規の手続きを得て申請された競技会主催者に対し、内容を検討の上これを公表する。

2-3-3 公認された競技会において記録された成績結果は、公認記録として認められる。

2-3-4 競技会主催者は、競技会終了後 1 週間以内に、本協会宛にその成績結果を報告しなければならない。

2-3-5 本協会が許可しない限り、本協会公認と称してはならない。

2-4 公認の取り消し

公認した後、または競技終了後、申請事項、または本競技規則に対し重大な違反があり、それが立証された場合は、公認、または成績結果を取り消すことが出来る。

2-5 公示

主催者は競技会開催にあたり、次の事項を公示しなければならない。

2-5-1 公示「本競技会は、日本モデルラジオコントロール・カー協会、競技規則に準拠した競技会規定に基づき実施される。」

2-5-2 競技会規定の記載事項

- ① 競技会の名称、(選手権のあるものは明示)
- ② 主催者の名称、所在地、及び連絡先
- ③ 開催日時
- ④ 開催場所
- ⑤ 競技種目
- ⑥ 参加者の資格
- ⑦ 出場申込場所と締め切り日
- ⑧ 参加料(その他、参加者に出費のある場合はその費用)
- ⑨ その他競技会規定として付記する事項

2-5-3 公式通知

参加申込締め切り後、または競技会開催までに競技会規定を示し得なかった事項、及び変更になった事項は公式通知によって示される。

2-6 競技会運営組織

2-6-1 主催者は、競技執行役員の名簿と役職を決定しなければならない。

但し、各役職の責任者氏名のみでもよい。

2-6-2 各役職は大会々長以下、次のように組織される。(各役職を兼務してもさしつかえない。)

- ① 大会会長、及び副会長

- ② 運営委員長、及び委員
- ③ 競技委員長
- ④ 審判委員長、及び委員
- ⑤ コース委員長、及び委員
- ⑥ 放送委員長、及び委員
- ⑦ 計時委員長、及び委員
- ⑧ 技術委員長、及び委員
- ⑨ 安全委員長、及び委員
- ⑩ 事務局長、及び委員

2-7 競技審査委員

2-7-1 主催者は本競技規則、及び公式通知が遵守されるように監督するための競技審査委員を任命しなければならない。

また、競技委員長は競技会中に生じる紛争、抗議を裁定する任務と権限を持ち、その内容は次のとおりである。

- ① 本規則の違反に対する罰則の決定。
- ② 必用と認めた競技会規定の改定
- ③ 審判訂正の受理
- ④ 競技結果、成績の訂正
- ⑤ 競技会全般の安全確保に対する意見、指示、指導。

2-7-2 競技審査委員の任命

- ① 全日本選手権大会、及び全日本選手権地区大会
委員長他 2 名協会役員より選出。
- ② 前記以外の競技会
委員長他 1 名協会会員より選出

2-8 競技会の安全

主催者は競技会開催にあたり、その運営の全般にわたり、あらゆることに対する安全の配慮を怠ってはならない。

2-8-1 競技役員は各々の役職においてその任務の安全に配慮しなければならない。

2-8-2 競技中の事故に対する対処は安全委員がその任務と権限を持つ。

第 3 章 参加者

3-1 競技会に参加申込できる資格

3-1-1 全日本選手権大会、及び全日本選手権地区予選大会に参加申込出来るのは、本協会会員に限る。

3-1-2 本章 3-1-1 に示す大会以外の公認大会は、その公認主催者が認めた者。

3-2 参加に対する拒否権

主催者は、参加者に対してその理由を明らかにすることなく、参加の正式受理を拒否する権限を有する。その場合、参加費は返還される。

3-3 出場申込

3-3-1 ① 申し込み締め切り日、申込場所、その詳細については、当該競技会の公示、または競技会規定に示される。

② 申込は主催者により指定された様式を用いて提出されなければならない。

3-3-2 定員、及びレース成立

① 参加希望者多数により、競技会運営上で問題の有する場合、主催者は参加者の制限をすることができる。

② 天候その他の理由で競技会開催が困難な場合、その競技会を中止、または延期することができる。

3-4 保険

全ての参加者は、競技会に有効な個人賠償保険に加入していなければならない、また常に保険証を所持していなければならない。

3-5 出場申し込み受付条件

すべての競技会に出場申し込みをする参加者は本協会の会則、競技規則、ならびに競技会規定を理解して、自身及び第 3 者に対する安全を留意し、スポーツマン精神に基づき、これを厳守することを誓約した者と見なす。

第 4 章 抗議

4-1 抗議、抗告の範囲

参加者は、自分が不当に処分されていると判断するときは、これに対して抗議・抗告する権利を有す

る。

但し、本規則に定められた項目に対しては、一切抗議は受け付けられない。

4-2 抗議、抗告の方法、及び手続き

4-2-1 抗議を行うときは、書面により抗議保証金(競技会主催者が定めた金額)を添えて、各結果発表後 10 分以内に競技委員長に提出しなければならない。

4-2-2 抗告できる範囲(計時、周回、フライング、ショートカット等)は口頭で競技委員長に申し出る事が出来る。但し、その範囲は競技会主催者が定めたものとする。

4-3 抗議が受理され、執行された場合の費用の分担

参加競技者に対する抗議で、車体・エンジン等を分解し検査を必用とした場合、分解に要した費用は不成立の場合、抗議者が補償しなければならない。その補償額の査定は技術委員長がするものとする。

4-4 抗議保証金の扱い

すべての抗議不成立の場合、抗議保証金は返却されない。

第 5 章 損害の補償

5-1 競技中の事故による損害の責任

参加者、及びその助手は、競技会中に起こされた身体、競技車、その他機械などの損害は自らが責任を負うものとする。

5-2

参加者、及びその助手は競技会役員が一切の損害賠償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。

即ち、競技会役員はその職務に最善をつくすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、及び競技車などの損傷に対して競技会役員は一切の補償責任のないことを言う。

第 6 章 競技規則に違反した行為に対する罰則

全ての参加者は、本競技規則を熟知し、なおかつ遵守することを誓約して出場申し込みを行ったわけであるが、もしその行為に違反、虚偽の申請、記載があった場合は、その理由を問わず出場停止、または失格などの罰則が適用される。また、その違反行為が悪質な場合は、会員資格の剥奪などの罰則が適用される。

第 7 章 競技種目と出場する競技車

7-1 1/8 スケール

- ① エンジン・レーシング・カー
- ② エンジン・バギー・カー

7-2 1/10 スケール

- ① エンジン・レーシング・カー
- ② エンジン・ツーリング・カー
- ③ 電動レーシング・カー
- ④ 電動オフロード・カー
- ⑤ 電動ツーリング・カー

7-3 1/12 スケール

- ① 電動レーシング・カー

7-4 1/5 スケール

- ① エンジン・ツーリング・カー

*1/10 スケールの① エンジン・レーシング・カー/③ 電動レーシング・カー 1/5 スケール ① エンジン・ツーリング・カーは現在実施していません

第 8 章 送・受信機、及び使用周波数の規定

8-1 送・受信機及び使用周波数の規定

- ① 使用する全ての送信機は検査され承認される事。
- ② ラジオ装置はボディーカウルから突き出てはならない。
- ③ 使用できる周波数は法定に基づく 27MHz 帯と 40MHz 帯の下記の周波数を用いなければならない。2.4GHz 帯の使用を認める。(ただし財団法人日本ラジコン電波安全協会により公認された機器に限る)

27MHz 帯		40MHz 帯	
01 バンド	29.975MHz	61 バンド	40.610MHz
02 バンド	26.995MHz	63 バンド	40.630MHz
03 バンド	27.025MHz	65 バンド	40.650MHz
04 バンド	27.045MHz	67 バンド	40.670MHz
05 バンド	27.075MHz	69 バンド	40.690MHz
06 バンド	27.095MHz	71 バンド	40.710MHz
07 バンド	27.125MHz	73 バンド	40.730MHz
08 バンド	27.145MHz	75 バンド	40.750MHz
09 バンド	27.175MHz		
10 バンド	27.195MHz		
11 バンド	27.225MHz		
12 バンド	27.255MHz		

但し、法制の改定ある場合は改定に従う。

④ 組み合わせ変更に伴うバンド変更は主催者側で行うので、予備のバンドは各自が持参の事。

第 9 章 公式車体検査

9-1 レース前の車体検査

9-1-1 参加者は競技会規定に示した時刻に、競技車を所定の検査場に自ら持参して、検査に合格しなければならない。

9-1-2

レース前の車体検査には次のことが行われる

- ① 競技規則、及び競技会規定、当該種目の付則に基づいた仕様、安全上の確認。
- ② 参加正式受理の確認、会員証、(保険証) その他の事務手続き。
- ③ 送信機は主催者に保管のため受取られ、使用電波の最終確認を行う。

9-2 レース中、及び終了後の車体検査

9-2-1 競技委員長は、競技会開催中いかなる時点においても技術長に命じて競技車を再検査することが出来る。

9-2-2 競技委員長は、レース終了後に入賞した競技車の検査を行う事ができる。

9-3 測定

全ての測定はレース出走可能状態の競技車において測定するものである。

JMRCA 競技規則・第 10 章

10-1 出場するレーサー(競技車)

1/8 スケール エンジンレーシングカー

10-2 動力

使用するエンジンは液体燃料による内燃型で、2 サイクル、または 4 サイクルとし、最大総排気量は 3.5cc とする。キャブレターの口径は最大 9mm まで。

10-3 燃料規定

燃料はメタノール、オイル(潤滑油)、ニトロメタンだけで構成されていなければならない。ニトロメタン含有量は最大 25%以内とする。混合の比重は 0.918 以下とする。ニトロメタン含有量の測定基準は比重とする。このルール履行のために、オーガナイザーは選手権期間中、燃料の抜き打ち検査を実施できる。分析のためにサンプルと比較用サンプルを収集し、テストによって上記以外の成分が含まれた燃料を使用したことが判明した場合は、将来の全日本選手権レースに出場禁止などの処置がとられる。

10-4 燃料タンク容積

燃料タンク容積とは、タンクからキャブレターまでの燃料パイプ、燃料フィルターを含み、最大 125cc でなければならない。タンク内の固定されていない内容物は認められない。車検で 125cc をオーバーした場合

合、一定時間後に再度車検を受けることが出来る。

10-5 消音器(マフラー)

全ての車両は最新の IFMAR 公認マフラーリストに掲載された(FEMCA、EFRA、ROAR のエキゾストホモロゲーションに記載されたもの)マフラーのみ使用可。公認されたマフラーの全長で 8mm、テールパイプの長さは 2mm まで短くすることは出来るが、それ以外の改造は一切禁止とする。

10-6 車体の専用

同一車体を共用で使用する事は、いかなる理由に関わらず許されない。

10-7 車体規定

競技車の仕様は本章、および付則項目に示す条件を満たし、かつ安全上完全に整備されていなければならない。

競技車の形状

全てのレーサーは、実車のイメージを損なうような極端な改造を行ってはならない。ただし、RCカーとして機能上、必要と認められる部分はその限りではない。

競技車の改造

- ①ボディは柔軟性のある材料で構成され、適切に塗装されていなければならない。
- ②前方ウインドスクリーンは「前方視界」を得るため、透視可能なものでなければならない。また、側面および後面のウインドは透明もしくは解放でなければならない。ただし、実車が透明ウインドを持たない場合は、この限りではない。
- ③1/8 スケールの少なくとも三色以上の塗装が施された、実物感のある(少なくともヘルメットと肩が有ること)ドライバー人形をボディの適切な位置に搭載しなければならない。人形の頭部を燃料注入口キャップやその他の用途のために取り外し式にしてはならない。クローズドボディの場合はドライバーを搭載する必要はない。
- ④ボディ本体には、いかなる付加物も認めないが(フロントエアダム、サイドダムを含む)ウイング、スポイラー、ボディマウント、ボディ補強材、競技会の計測用機器はこの限りではない。ただし、付加するウイング、スポイラーは、いずれか一種しか使用できない。その材質はプラスチックの類であること。また、それらをボディに装着する場合は、柔らかい材質、または非金属で装着しなければならない。
- ⑤ボディ上面から見てシャーシ、タイヤ、その他の部品がボディからはみ出してはならない(ボディ後部、フロントバンパーは除く)。
- ⑥全ての競技車はシャーシにボディが的確に装着されていなければならない。
- ⑦ロールオーバーバーを装着するときは、その位置はドライバーの後方、あるいは想像上のドライバー位置の直後でなければならない。
- ⑧オリジナルの実車がそのようにデザインされているなら、(実車のタイヤハウスがふさがれている場合を除き)全てのボディは前輪と後輪部分を切り抜かなければいけない、ホイールアーチの半径はタイヤより 13mm 以上大きくてはならない。
- ⑨オリジナルの実車にないボディのカットアウトでも下記の場合はみと認められる。
 - a---シリンダーヘッドとエアフィルターのためのカットアウトは、その輪郭に沿った形状で、ボディとの隙間は 20mm 以下でなければならない。
 - b---エアリアル取り付けのためのホール(アンテナ用の穴)は直径 20mm 以下でなければならない。
 - c---受信機用スイッチのためのホールは直径 25mm 以下でなくてはならない。
 - d---燃料注入口用キャップのためのカットアウトは、その輪郭に沿った形状でボディとの隙間上から見て 20mm 以下でなければならない。
 - e---エキゾストパイプのためのホールは、その輪郭に沿った形状で、ボディとパイプの隙間は 25mm 以下でなければならない。
 - f---ロールオーバーバー取り付けのための細長い穴は 20mm 以下の幅でなければならない。ロールバーはシリンダーヘッドより 50mm 以上、地上より 190mm 以上高い位置にあってはならない。
- ⑩ IFMAR のレギュレーションに合致したウイング、またはスポイラーを1つだけ取り付けることが出来る。
- ⑪全ての競技車は動力の伝達により、タイヤを駆動することによって走行するものでなければならない。
- ⑫全ての競技車は、任意の方法によるブレーキ装置を装備しなければならない。ただし、タイヤ(ホイール)の回転を制御するものでなければならない。
- ⑬全ての競技車は出走状態において、静止していることが出来なければならない。
- ⑭車の前部には観衆や他の競技者に接触したときに、その被害を最小限にするための効果をもつバンパーを装着しなければならない。バンパーは柔軟性のある素材で構成され、全ての角とエッジは丸く加工されていなければならない。バンパーの輪郭はボディの輪郭に沿っていること。バンパーはボディより 5mm 以上突出してはならない。

⑮タイヤ

フロントタイヤ…最大幅 37mm リヤタイヤ…最大幅 64mm

タイヤは側面の文字などを除いて黒色でなければならない。

⑯リム

リムの直径は 54mm を越えてはならない。取付用ボルトあるいはその他の取付用機器はホイールリムの外側へ突出してはならない。ホイール・リムはタイヤから 1.5mm 以上外側に突出してはならない。

⑰IFMAR(EFRA、ROAR、FEMCA)に公認されているインテークサイレンサーを無改造でキャブレターに装着しなければならない。

車体寸法と重量

車体各部の寸法は、10-7 に示す条件を満たしながら、いかなる場合も下記の数値に適合しなければならない。

外形寸法

①ホイールベース…270～330mm

②最大幅…267mm

③最大高…170mm、(車体を 20mm ブロックの置いた状態で測定・エアリアルを含まず)

ウイング、スポイラー寸法

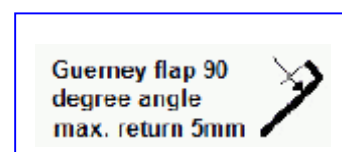
①最大幅…267mm

②最大長…77mm

③最大高…180mm (車体を 20mm ブロックの置いた状態で測定)

④最大傾斜角…90 度

⑤折り返し幅…最大 5mm



車体最低重量

全ての車は走行状態において、2450g以上でなければならない。ただし、計測用発信器を取り付けた状態で、燃料を除いた重量。

ボディ寸法

①最大高…170mm (車体を 20mm ブロックの置いた状態で測定)

測定は、高さ 20mm のスペーサーの上にシャーシを水平に置いた状態で行う。

②最大幅…267mm

注記

再車検時に外形寸法、最低重量などの違反があった場合、それがレース中の不可抗力によるダメージに起因している時は考慮される。ただし、重りなどの落下は認めない。

コースゼッケン

①全ての車は、車体の右横、左横、前方の 3 ヶ所の見やすいウインドーを除く場所に、コースゼッケンを貼付しなければならない。

②コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

安全

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

10-8 走行規定

①フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。

②バッドライビング等の警告を 3 回宣言された選手は、本大会を失格とする。

③コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かななければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。

④走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。

⑤混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。

⑥予選はポイント制とする 決勝レースは全員勝ち上がり決勝方式で行われる

10-9 禁止事項

四輪ブレーキ。

液冷エンジン。

ハイドロリックシステム

3 サーボ以上の使用

3 スピード以上のトランスミッション。

電動ジャイロスコープの使用

JMRCA 競技規則・第 11 章

11-1 出場するレーサー(競技車)は次の通り

1/8 スケールエンジンオフロードカー

11-2 動 力

使用するエンジンは液体燃料による内燃機型で、2 サイクル市販エンジンとし、最大排気量は 3.5cc とする。

11-3 燃料

レースに用いる燃料は、特に主催者が競技規定によって、内容、銘柄を指定しない限り、参加者により用意され、その銘柄、内容は自由である。

11-4 燃料タンク容積

燃料タンク容積とは、タンクからキャブレターまでの燃料パイプ、燃料フィルターを含み、最大 125cc でなければならない。タンク内の固定されていない内容物は認められない。車検で125cc をオーバーした場合、一定時間後に再度車検を受けることが出来る。

11-5 消音器(マフラー)

出場する車は JMRCA 公認マフラーか、または IFMAR 公認(FEMCA、EFRA、ROAR、のエクゾストホモ口ゲーションに記載されている)マフラーのいずれかを装着しなければならない。

11-6 車体の専用

同一車体を共用で使用することは、いかなる理由があっても許されない。

11-7 車体検査

11-7-1

競技に参加するすべての車は、いかなる場合も下記 11-8 の数値に適合しなければならない。

11-7-2

選手はレース出走前には必ず車検を受けなければならぬ。これを怠った選手はそのレースに出走できない。また、後車検は、グランドファイナル出走車が全車該当し、適合しない場合は降着、もしくは失格となる。

11-7-3 競技委員長、車検委員長はレース期間中、いかなる時でも必要に応じて、レース車の車体検査(エンジン、燃料タンクを含む)を行うことが出来る。

11-7-4 検査に使用するゲージ、計測器等は大会会長、競技委員長の認証が下りた検査機器での車体検査(エンジン、燃料タンクを含む)を行う。

11-8 車体規定

11-8-1 車体寸法

①ホイールベース:305mm±25mm 以内

②最大全幅 :310mm

③最大高さ :220mm(アンテナは除く)

④タイヤ径 :スパイクを含み 100mm 以上 120mm 以内

11-8-2 車体重量

全ての競技車は、走行状態において(計測用機器を含む)最低重量が 3200g以上である事、但し、燃料は含まない。

11-8-3 ボディ

①参加する全ての車は、オフロード・レーシングカーの 8 分の 1 スケール・サイズボディを付けなければならない(バハタイプも含む)

②オープンロールゲージスタイルの車は、競技車が実車の例を忠実にベースとしていることを証明することが出来れば競技参加が許される。

③オープンボディの場合はドライバー人形を搭載の事、又ドライバー人形は、少なくとも人間のドライバーの顔、肩、腕からなり、オープンコックピットの適当な位置に置かれている事、形はヘルメッ

トを着用し、外観は色も形も写実的に着色されていなければならない。

④ボディはしっかりと競技車に付いている事。

⑤フロント、サイド、リヤウインドーはともに透明または半透明でなければならない。

11-8-4 ウイング

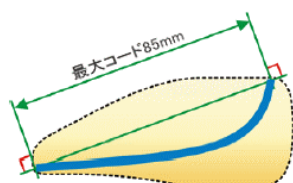
①ウイング最大寸法

最大幅:217mm

最大コード:85mm

③ウイング・スポイラーはサイドプレートも含め、的確な彩色をされていなければならない。着色＝透明または半透明は不可

④金属製ウイングは禁止する。



11-8-5 アンテナ

ハードアンテナ(金属製、カーボン、またはグラスロッドタイプ)を禁止する。

11-8-6 タイヤ

①タイヤは黒色以外は認めない、但し、側面のメーカー銘、ロゴ、マーク等のホワイトレターは認める。

②タイヤは中空ゴムタイヤで一体整形された物に限る。

③スパイク(ピン)の高さは、5mm 以下とする。

④スポンジタイヤの使用は禁止する。

⑤タイヤの表面(トレッド面、サイドウォール)に何らかの物を追加して取り付けることを禁止する。

⑥タイヤは大会会場による指定タイヤとする

11-8-7 バンパー

フロントバンパーは車体にしっかりと固定されていなくてはならない、材質はゴムやプラスチック樹脂などの、柔らかい素材で形成され、安全性のあるものである事。

11-8-8 駆動方式

駆動方式は特定しない。

11-8-9 コースゼッケン

①全ての車は、車体の右横、左横、前方の3ヶ所の見やすいウインドーを除く場所に、コースゼッケンを貼付しなければならない。

②コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

11-8-10 安全

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

11-8-11 改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

11-9 走行規定

①フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。

②バッドドライビング等の警告を3回宣言された選手は、本大会を失格とする。

③コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かなければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。グランドファイナルのコースマーシャルに関しては、グランドファイナル進出者が選任する事。

④走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。

⑤混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。

- 11-10 禁止事項
電動ジャイロスコープの使用

JMRCA 競技規則・第 14 章

14-1 出場するレーサー(競技車)

14-1-1 1/10 スケール 電動オフロード・カー

14-1-2 2WD

- ①二輪がドライブの車に限る(リヤドライブに限る)
- ②車は一般技術仕様に従うこと
- ③車の最小重量は 1500g トランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

14-1-3 4WD

- ①四輪駆動および前2輪駆動(FFクラス)が許される
- ②車は一般技術仕様に従うこと
- ③車の最小重量は 1600g トランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

14-2 車体検査

14-2-1 競技に参加する全ての車は、いかなる場合も下記の数値に適合しなければならない。

選手はレース出走前(前車検)とレース出走後(後車検)には必ず車検を受けなければならない。
これを怠った選手はそのレースを失格とし、そのレースの記録を抹消する。

14-2-2 競技委員長、および車検委員長はレース期間中、いかなる時でも必要に応じてレース車の車体検査(動力モーター、バッテリーを含む)を行うことができる。

14-2-3 リチウムイオン(リフェ/リポ)バッテリーはスタート前に電圧とバッテリー温度の検査を実施する。 リフェ/リポバッテリー共に走行前の電圧は各々、以下の電圧とする。リフェは 7.4V/リポは 8.4V リフェ/リポバッテリー共に走行前の温度は外気温のプラス 5 度以下とする。

14-3 競技仕様

14-3-1 ドライバーは技術検査をパスし、検定された車でレースしなければならない。

14-3-2 車体寸法

- ①最大全長…460mm
- ②最大全幅…250mm
- ③最大高さ…200mm(アンテナは除く)

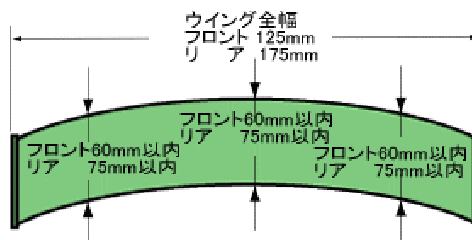
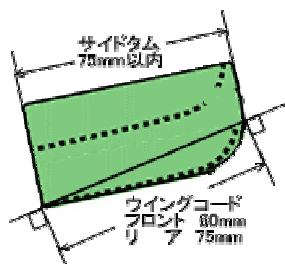
車を正しく直進方向にし、平地において四輪を地につけた状態で上記の寸法内でなければならない。

14-3-3 ボディ

- ①オフロードに参加する全ての車は、オフロード・レーシング・カーの 10 分の 1 のスケール・サイズのボディを付けなければならない(バハ・タイプも含む)。クロスラリーやラリー、砂漠のレースなどで一般的に認められた実車のサイズや形を模写しているものであること。
- ②車体は全ての可能なエリアにおける、実際のオフロード・レーシング・カーのレプリカが好ましい。
- ③オープンロール・ゲージスタイルの車は、参加車が実車の例を忠実にベースとしていることを証明することができれば競技参加が許される。
- ④オープンボディの場合はドライバー人形を搭載のこと。
- ⑤ドライバー人形は、少なくとも人間のドライバーの顔、肩、腕からなり、全てのオープンコックピット車の適当な位置に置かれていること。形はヘルメットを着用し、外観は色も形も写実的に着色されていなければならない。
- ⑥ボディはしっかりとレース車に付いていること。
- ⑦フロント、サイド、リヤウインドーはともに透明または半透明でなければならない。
- ⑧ボディーは彩色されていなければならない。

14-3-4 ウイング

- ①最大 2 つのウイングが使える。1 つはフロント、もう 1 つは後部。
- ②ウイング最大寸法
フロント…幅 125mm、ウイングコード 60mm
後部…幅 175mm、ウイングコード 75mm
- ③ウイングサイドダムは、長さ 75mm 以内
- ④金属製のウイングは禁止する
- ⑤ウイング・スポイラーはサイドプレートも含め、的確な彩色をされていなければならない。着色＝透明または半透明は不可



14-3-5 アンテナ

ハードアンテナ(カーボン、またはグラスロッドタイプ)を禁止する。

14-3-6 タイヤ

- ①スパイクタイヤは許されるが、スパイクは柔軟な素材であること。
- ②金属、またはハード・プラスチック・スパイクは許されない。
- ③タイヤは一体成形された物で、(インナー、ホイールは除く)なければならない。タイヤの色は、黒又は限りなく黒に近い色である事。
- ④タイヤの径はスパイクを含み、直径 100mm 以内。
- ⑤スポンジタイヤの使用は禁止する。
- ⑥スポンジがタイヤ表面を覆っているものは使用禁止(一般のスポンジタイヤ)。
- ⑦タイヤの加工は、パターン(ピンなど)のカット及び、ホイール取り付け部分(耳)の、カットのみ許される。ただし、インナー及び、ホイール本体については、この限りでない。

14-3-7 バンパー

フロントバンパーは常に装着していなければならない。バンパーはショックを吸収するために、ゴムやプラスチックのような素材で形成され、角は丸く安全性のあるものを取り付けなければならない。極端に薄くバンパーとしての実用性を欠くものは認められない。

14-3-8 コースゼッケン

- ①全ての車は、車体の右横、左横、前方の3ヶ所の見やすい場所に、コースゼッケンを貼付しなければならない。コースゼッケンは切ったり、加工してはならない。
- ②コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

14-3-9 安全性

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

14-3-10 改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

14-4 バッテリー

14-4-1 ①下記、バッテリーのみ使用が認められる。

14-4-2 ②サブ C は 6 セル(7.2V) 外径 23mm×長さ 43mm/リフェは 2S(6.6V)/リポは 2S(7.4V)長さ 139mm×幅 47mm×高さ 25.1mm 寸法内で有れば振分け型も認められる。(ハードケース仕様の事)

14-4-3 ③レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。

14-4-4 ④受信機、サーボ、スピードコントローラなどの作動用バッテリーの追加は許される

14-5 モーター

14-5-1 ①JMRCA が公認したモーターのみ使用が認められる。

14-5-2 ②使用可能なモーターは JMRCA 公認モーター

14-5-3 ③公認を受けたモーターの巻き線、バランス取り、コミンテーターの削り、エポキシの塗布、冷却用穴開け、ボールベアリング、ブラシ、ブラシホルダーなどの改造は許される。

14-5-4 ④ブラシレス・モーターの使用を認める。ただし、JMRCA で公認をしたものに限る。

14-6 走行

- ①動力によるバック走行は禁止され、前進コントロールのみ。
- ②フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。
- ③バッドライビング等の警告を 3 回宣言された選手は、本大会を失格とする。
- ④コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かなければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。

- ⑤走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。
- ⑥混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。

14-7 競技時間

各クラスともに 5 分間周回レース。

14-8 再レース

- ①計時システムのトラブルによるもの。
- ②コース損傷によるトラブル。
- ③主催者が特に認めた場合。

15 禁止事項 ジャイロ等を含むオートパイロット(車両自立航法装置)の使用は禁止

JMRCA 競技規則・第 15 章

15-1 出場するレーサー(競技車)

出場するレーサー(競技車)は 1/10 スケール電動ツーリング・カー

15-1-2 クラス分け

オープン・クラスとスポーツ・クラス、スーパーエキスパート・クラスに分ける。

15-1-3 参加資格

(1) オープン・クラス

- (a)JMRCA 全日本選手権・1/10 電動ツーリング・カー「オープン・クラス」地区予選を通過した選手。
- (b)シード選手は地区予選を免除される。(前年度同種目全日本選手権において、上位 10 位までに入賞した選手と「スポーツクラス」上位 10 位までに入賞した選手)
- (c)JMRCA 本部が認めた選手

(2) スポーツ・クラス

- (a)JMRCA 全日本選手権・1/10 電動ツーリング・カー「スポーツ・クラス」地区予選を通過した選手。
- (b)JMRCA 各種目の過去 3 年間の全日本選手権で上位 3 位までに 入賞経験選手及び JMRCA が参加不適当と認められた選手は参加出来ない。
- (c) メーカーからの援助を受けた者(金銭、または製品の無償提供をうけている者)は参加できない。

(3) スーパーエキスパート・クラス

- (a)JMRCA 全日本選手権・1/10 電動ツーリング・カー「スーパーエキスパート・クラス」選考会を通過した選手。
- (b)シード選手は地区予選を免除される。(前年度同種目全日本選手権において、上位 10 位までに入賞した選手。
- (c)JMRCA 本部が認めた選手。

(4)規定違反への処置

規定違反については、主催運営側の独自の判断にて確認を行い、他の選手が特定の選手の規定違反を申し出ても受け付けない。主催運営側は規定違反とみなした選手に対し厳重注意、または前出走レースの記録を無効とする。悪質、または度重なる規定違反の場合は出場停止などの処置をとる。なお、処置決定後は、その処置についていかなる異議申し立ても受け付けない。

- (5)スポーツクラス、オープンクラス相互への重複したエントリーは認められる。ただし各クラス前年のシード選手は除く

15-2 車体検査

- ①競技に参加する全ての車は、いかなる場合も下記の数値に適合しなければならない。
- ②選手はレース走行前(前車検)とレース後(後車検)には必ず車検を受けなければならない。これを怠った選手はそのレースを失格とし、そのレースの記録を抹消する。
- ③競技委員長、車検委員長はレース期間中、いかなる時でも必要に応じてレース車の車体検査(動力モーター、バッテリーを含む)を行うことが出来る。
- ④リチウムイオン(リポ/リフェ)バッテリーはスタート前に電圧とバッテリー温度の検査を実施す

る

15-3 技術的仕様(オープン・クラス)

15-3-1 ボディ

- ①市販されている実車の、4 ドア以上セダン、スポーツ・カー、GTカーであり、1/10 箱型スケール・ボディーとする。
- ②車両の上部より見て、ボディーからタイヤ、および全てのパーツがはみ出してはならない。
- ③フロント、サイド、リアウインドーは共に透明、または半透明でなければならない。
- ④ボディーは彩色されていなければならない。
- ⑤ボディー下部のカットラインは、サイドはドアの下限線を残す。また、後部のカットは車両全備静止状態で地上 35mm 以下とする。カットラインの追加修正(テープなど)は禁止する。
- ⑥ボディーにはウイング、スポイラー、翼端板以外の付加物(エアーインテークなど)を取り付けてはならない。
- ⑦ボディーには、ボディーマウント、アンテナ、トランスポンダー、ウイングの取り付け穴以外の穴を開けてはならない。また、これらの穴は 10mm 以内とし、使用しない穴は必ず塞ぐこと。
- ⑧ヘッドライト、テールランプはボディーの色とは別色で塗装するか、もしくはシールを張り、ヘッドライト、テールランプと認められようにしなければならない。
- ⑨ボディー最大寸法 全長…460mm 全幅…195mm
ボディーのどの部分でも車検用検査器具をクリアしなければならない。

15-3-2 シャシー

- ①駆動輪は独立したサスペンションを装着しなければならない。
- ②ホイール駆動軸は、ジョイント類で分割されていること。
- ③シャーシ部先端(前部)は樹脂等の柔らかい材料で出来ていなければならない。

15-3-3 バンパー

- ①装着の義務はないが、装着する場合は樹脂製で危険のないように配慮しなければならない。
- ②バンパーのどの部分も、車体上部から見てボディーからはみ出してはならない。

15-3-4 駆動システム

特に制限はない(FF、RR、4WD、その他)

15-3-5 ホイールベース

230mm 以上～270mm 以内

15-3-6 全 高

車両全備静止状態でボディのルーフ(天井部の加工などは認められない)は、地上から 115mm 以上であること。エアーインテークなどはルーフには含まない。

15-3-7 車 幅

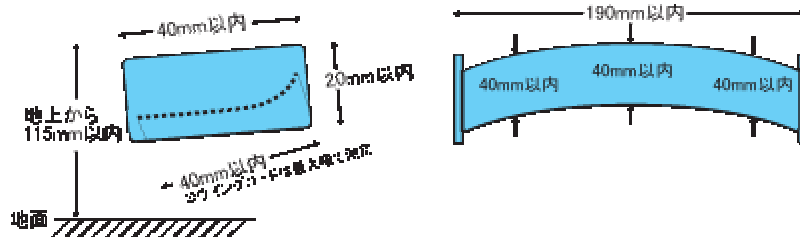
ボディを除く、190mm 以内(シャーシ部、タイヤ、その他のパーツを含む)で、サスペンションがどの位置にあっても 190mm を越えてはならない。

15-3-8 ウイング

- ①ウイング規定は、実車のスケールに関係なく全ての車両に適要される。
- ②ウイング、スポイラーなどの空力的補助装置は、1個に限り使用することが出来る。
- ③ウイング、スポイラー、翼端板は彩色されていなければならない。
- ④シャーシに取り付けるアンダーウイングなどは認められるが、サイズ等は全てウイング規定を適要し、ボディに取り付けるウイングなどと併用は出来ない。
- ⑤ウイング、スポイラーおよび翼端板は地上からの高さを 115mm 以下(車両は全備静止状態で測定)とする。
- ⑥ウイング、スポイラー、翼端板は、ボディー最後部より後ろ 10mm、及び地上 115mm より高い位置に一部でもはみ出してはならない。
- ⑦ウイングはコード長…40mm 以内、最大幅…190mm 以内とする。
- ⑧翼端板を使用する場合は、最大 20mm 以内(縦)×40mm 以内(横)一対のみとする。
- ⑨ウイングをピアノ線などで車体に固定してはならない。基本的には塑性変形しない方法でボディに直接マウントされていなければならない。ウイングコードの測定は最大幅で測定される。翼端板は車輻に対して直角で測定される。
- ⑩ウイング・スポイラーはサイドプレートも含め、的確な彩色をされていなければならない。着色＝透明または半透明は不可

ウイング側面図

ウイング上面図



15-3-8-1 ハードアンテナ(カーボン、グラスロッド、スチールなど)を禁止する。

15-3-9 タイヤ

中空ゴムタイヤのみとし、タイヤの材質はサーキットの路面を傷つけないものであること。タイヤの内側にフォームは挿入出来る。ホイルステッカーの使用は禁止。

タイヤ最小幅…24mm、タイヤ最大幅…30mm

タイヤ最小径…55mm、タイヤ最大径…70mm

タイヤはコントロール・タイヤとする(詳細は後日発表)

ホイルステッカーの使用は禁止。

15-3-10 重量

4WD(四輪駆動車)・1380g 以上、2WD(二輪駆動車)・1350g 以上

共にトランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

15-3-11 コースゼッケン

①全ての車は、車体の右横、左横、前方の3ヶ所の見やすいウインドーを除く場所に、コースゼッケンを貼付しなければならない。

②コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

15-3-12 安全性

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

15-3-13 改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

15-3-14 バッテリー

①下記、バッテリーのみ使用が認められる。

②リフェは 2S-ストラクション・ユニット(6.6V)/リポは 2S-ストラクション・ユニット(7.4V)長さ 139mm×幅 47mm×高さ 25.1mm 寸法内であれば振り分け型も認められる。(ハードケース仕様の事)

③レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。

④動力用電源 以外の電源の搭載は禁止する。

15-3-15 モーター

①JMRCA が公認したモーターのみ使用が認められる。

②使用可能なモーターJMRCA 公認 13.5 ターン・ブラシレスモーター(巻き線抵抗値を定める)

③公認を受けたモーターのバランス取り、エポキシの塗布、冷却用穴開け、ボールベアリングなどの改造は許される。

15-3-16 車検

①車検は走行前後に行われる。

②車検はトランスポンダーを搭載した状態で行なわれる。

③車両全備静止状態とは、走行させる状態で車両を上から押してサスペンションを縮めた状態から、手を離しスプリングなどでサスペンションが自然に伸びた位置をしめす。

④リフェ/リポバッテリー共に走行前の電圧は各々、以下の電圧とする。リフェは 7.4V/リポは 8.4V

⑤リフェ/リポバッテリー共に走行前の温度は外気温のプラス 5 度以下とする。

15-3-17 走行規定

①動力によるバック走行は禁止され、前進コントロールのみ。

②フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。

③バッドドライビング等の警告を3回宣言された選手は、本大会を失格とする。

- ④コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かなければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。
- ⑤走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。
- ⑥混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。
- ⑦5 分間の周回レース。
- ⑧予選はポイント制とする。決勝レースは全員決勝方式で行われ、各メイン1ラウンド行われるが A メイン(予選順位 1 位～10 位)は 3 ラウンドを行いポイント制とする。

15-3-18 再レース

- ①計時システムのトラブルによるもの。
- ②コース損傷によるトラブル。
- ③主催者が特に認めた場合。

15-3-19 禁止事項 ジャイロ等を含むオートパイロット(車両自律航法装置)の使用は禁止

15-4 技術的仕様(スポーツ・クラス)

15-4-1 ボディ

- ①市販されている実車の、4 ドア以上のセダン、スポーツ・カー、GTカーであり、1/10 箱型スケール・ボディーとする。
- ②車両の上部より見て、ボディーからタイヤ、および全てのパーツがはみ出してはならない。
- ③フロント、サイド、リヤウインドーは共に透明、または半透明でなければならない。
- ④ボディーは彩色されていなければならない。
- ⑤ボディ下部のカットラインは、サイドはドアの下限線を残す。また、後部のカットは車両全備静止状態で地上 35mm 以下とする。カットラインの追加修正(テープなど)は禁止する。
- ⑥ボディーにはウイング、スポイラー、翼端板以外の付加物(エアーインテークなど)を取り付けてはならない。
- ⑦ボディーには、ボディーマウント、アンテナ、トランスポンダー、ウイングの取り付け穴以外の穴を開けてはならない。また、これらの穴は 10mm 以内とし、使用しない穴は必ず塞ぐこと。
- ⑧ヘッドライト、テールランプはボディーの色とは別色で塗装するか、もしくはシールを張り、ヘッドライト、テールランプと認められようにしなければならない。
- ⑨ボディー最大寸法 全長…460mm 全幅…195mm
ボディーのどの部分でも車検用検査器具をクリアしなければならない。

15-4-2 シャシー

- ①駆動輪は独立したサスペンションを装着しなければならない。
- ②ホイール駆動軸は、ジョイント類で分割されていること。
- ③シャーシ部先端(前部)は樹脂等の柔らかい材料で出来ていなければならない。

15-4-3 バンパー

- ①装着の義務はないが、装着する場合は樹脂製で危険のないように配慮しなければならない。
- ②バンパーのどの部分も、車体上部から見てボディーからはみ出してはならない。

15-4-4 駆動システム

特に制限はない(FF、RR、4WD、その他)

15-4-5 ホイールベース

230mm 以上～270mm 以内

15-4-6 全 高

車両全備静止状態でボディのルーフ(天井部の加工などは認められない)は、地上から 115mm 以上であること。エアーインテークなどはルーフには含まない。

15-4-7 車 幅

ボディを除く、190mm 以内(シャーシ部、タイヤ、その他のパーツを含む)で、サスペンションがどの位置にあっても 190mm を越えてはならない。

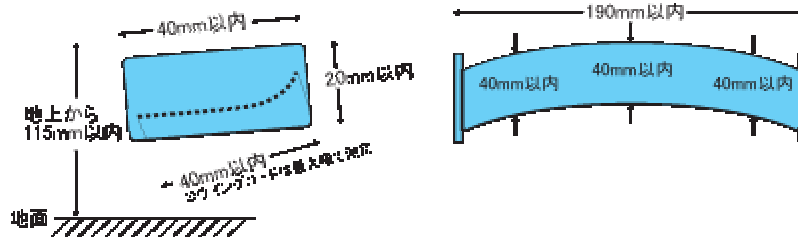
15-4-8 ウイング

- ①ウイング規定は、実車のスケールに関係なく全ての車両に適要される。
- ②ウイング、スポイラーなどの空力的補助装置は、1個に限り使用することが出来る。

- ③ウイング、スポイラー、翼端板は彩色されていなければならない。
- ④シャーシに取り付けるアンダーウイングなどは認められるが、サイズ等は全てウイング規定を適宜し、ボディに取り付けるウイングなどと併用は出来ない。
- ⑤ウイング、スポイラーおよび翼端板は地上からの高さを 115mm 以下(車両は全備静止状態で測定)とする。
- ⑥ウイング、スポイラー、翼端板は、ボディ最後部より後ろ 10mm、及び地上 115mm より高い位置に一部でもはみ出してはならない。
- ⑦ウイングはコード長…40mm 以内、最大幅…190mm 以内とする。
- ⑧翼端板を使用する場合は、最大 20mm 以内(縦)×40mm 以内(横)一対のみとする。
- ⑨ウイングをピアノ線などで車体に固定してはならない。基本的には塑性変形しない方法でボディに直接マウントされていなければならない。ウイングコードの測定は最大幅で測定される。翼端板は車輻に対して直角で測定される。
- ⑩ウイング・スポイラーはサイドプレートも含め、的確な彩色をされていなければならない。着色＝透明または半透明は不可。

ウイング側面図

ウイング上面図



15-4-8-1 ハードアンテナ(カーボン、グラスロッド、スチールなど)を禁止する。

15-4-9 タイヤ

中空ゴムタイヤのみとし、タイヤの材質はサーキットの路面を傷つけないものであること。タイヤの内側にフォームは挿入出来る。ホイルステッカーの使用は禁止。

タイヤ最小幅…24mm、タイヤ最大幅…30mm

タイヤ最小径…55mm、タイヤ最大径…70mm

タイヤはコントロール・タイヤとする(詳細は後日発表)

ホイルステッカーの使用は禁止。

15-4-10 重量

4WD(四輪駆動車)・1380g 以上、2WD(二輪駆動車)・1350g 以上共にトランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

15-4-11 コースゼッケン

①全ての車は、車体の右横、左横、前方の3ヶ所の見やすいウインドーを除く場所に、コースゼッケンを貼付しなければならない。

②コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

15-4-12 安全性

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

15-4-13 改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

15-4-14 バッテリー

①下記、バッテリーのみ使用が認められる。

②リフェは 2S-ストラクショナル・ユニット(6.6V)/リポは 2S-ストラクショナル・ユニット(7.4V)長さ 139mm×幅 47mm×高さ 25.1mm 寸法内であれば振り分け型も認められる。(ハードケース仕様の事)

③レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。

④動力用電源 以外の電源の搭載は禁止する。

15-4-15 モーター

- ①JMRCA が公認したモーターのみ使用が認められる。
- ②使用可能なモーターは JMRCA 公認 17.5 ターン・ブラシレスモーター(巻き線抵抗値を定める)
- ③モーターへの接続は必ず着脱可能なコネクタを使用すること。モーターの改造は認めない。
- ④公認モーターであっても、他の公認モーターの部品を混入してはならない。

15-4-16 アンプ

使用するアンプは、ノンブースト、0 タイミングの状態で使用しなければならない

- ①予選開始前にモーターの抵抗値の検査をし、規格(48mΩ)未満のモーターは使用不可、交換を義務付け、適合したモーターにはマーキングをする
- ②アンプは検査員によりノンブースト、0 タイミングが外部から設定状態を LED で視認できるもののみ使用できる

15-4-17 車検

- ①車検は走行前後に行われる。
- ②車検はトランスポンダーを搭載した状態で行なわれる。
- ③車両全備静止状態とは、走行させる状態で車両を上から押してサスペンションを縮めた状態から、手を離しスプリングなどでサスペンションが自然に伸びた位置をしめす。
- ④リフェ/リポバッテリー共に走行前の電圧は各々、以下の電圧とする。リフェは 7.4V/リポは 8.4V
- ⑤リフェ/リポバッテリー共に走行前の温度は外気温のプラス 5 度以下とする。
- ⑥予選開始前にモーターの抵抗値の検査をし、適合したモーターにはマーキングをする
- ⑦アンプは検査員によりノンブースト、0 タイミングが確認できるもののみ使用できる
- ⑧走行前のタイヤの温度は車検場にコントロールタイヤを置き、そのタイヤの温度のプラス 5 度以下とする。

15-4-18 走行規定

- ①動力によるバック走行は禁止され、前進コントロールのみ。
- ②フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。
- ③バッドドライビング等の警告を3回宣言された選手は、本大会を失格とする。
- ④コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かなければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。
- ⑤走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。
- ⑥混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。
- ⑦5 分間の周回レース。
- ⑧予選はポイント制とする。決勝レースは全員決勝方式で行われ、各メイン1ラウンド行われるが A⑨メイン(予選順位 1 位～10 位)は 3 ラウンドを行いポイント制とする。

15-4-19 再レース

- ①計時システムのトラブルによるもの。
- ②コース損傷によるトラブル。
- ③主催者が特に認めた場合。

15-4-20 禁止事項 ジャイロ等を含むオートパイロット(車両自律航法装置)の使用は禁止

15-5 技術仕様(スーパーエキスパート・クラス)

15-5-1 ボディ

- ①市販されている実車の、4 ドア以上のセダン、スポーツ・カー、GTカーであり、1/10 箱型スケール・ボディーとする。
- ②車両の上部より見て、ボディーからタイヤ、および全てのパーツがはみ出してはならない。
- ③フロント、サイド、リヤウインドーは共に透明、または半透明でなければならない。
- ④ボディーは彩色されていなければならない。
- ⑤ボディ下部のカットラインは、サイドはドアの下限線を残す。また、後部のカットは車両全備静止状態で地上 35mm 以下とする。カットラインの追加修正(テープなど)は禁止する。
- ⑥ボディーにはウイング、スポイラー、翼端板以外の付加物(エアーインテークなど)を取り付けてはならない。
- ⑦ボディーには、ボディーマウント、アンテナ、トランスポンダー、ウイングの取り付け穴以外の穴

を開けてはならない。また、これらの穴は 10mm 以内とし、使用しない穴は必ず塞ぐこと。

⑧ヘッドライト、テールランプはボディーの色とは別色で塗装するか、もしくはシールを張り、ヘッドライト、テールランプと認められようにしなければならない。

⑨ボディー最大寸法 全長…460mm 全幅…195mm

ボディーのどの部分でも車検用検査器具をクリアしなければならない。

15-5-2 シャシー

①駆動輪は独立したサスペンションを装着しなければならない。

②ホイール駆動軸は、ジョイント類で分割されていること。

③シャーシ部先端(前部)は樹脂等の柔らかい材料で出来ていなければならない。

15-5-3 バンパー

①装着の義務はないが、装着する場合は樹脂製で危険のないように配慮しなければならない。

②バンパーのどの部分も、車体上部から見てボディーからはみ出してはならない。

15-5-4 駆動システム

特に制限はない(FF、RR、4WD、その他)

15-5-5 ホイールベース

230mm 以上～270mm 以内

15-5-6 全 高

車両全備静止状態でボディのルーフ(天井部の加工などは認められない)は、地上から 115mm 以上であること。エアークレークなどはルーフには含まない。

15-5-7 車 幅

ボディを除く、190mm 以内(シャーシ部、タイヤ、その他のパーツを含む)で、サスペンションがどの位置にあっても 190mm を越えてはならない。

15-5-8 ウイング

①ウイング規定は、実車のスケールに関係なく全ての車両に適要される。

②ウイング、スポイラーなどの空力的補助装置は、1個に限り使用することが出来る。

③ウイング、スポイラー、翼端板は彩色されていなければならない。

④シャーシに取り付けるアンダーウイングなどは認められるが、サイズ等は全てウイング規定を適要し、ボディに取り付けるウイングなどと併用は出来ない。

⑤ウイング、スポイラーおよび翼端板は地上からの高さを 115mm 以下(車両は全備静止状態で測定)とする。

⑥ウイング、スポイラー、翼端板は、ボディー最後部より後ろ 10mm、及び地上 115mm より高い位置に一部でもはみ出してはならない。

⑦ウイングはコード長…40mm 以内、最大幅…190mm 以内とする。

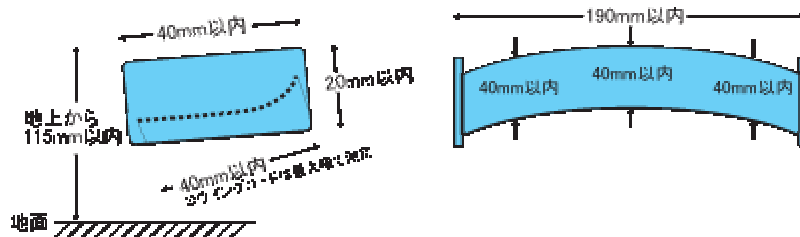
⑧翼端板を使用する場合は、最大 20mm 以内(縦)×40mm 以内(横)一対のみとする。

⑨ウイングをピアノ線などで車体に固定してはならない。基本的には塑性変形しない方法でボディに直接マウントされていなければならない。ウイングコードの測定は最大幅で測定される。翼端板は車輻に対して直角で測定される。

⑩ウイング・スポイラーはサイドプレートも含め、的確な彩色をされていなければならない。着色＝透明または半透明は不可

ウイング側面図

ウイング上面図



15-5-8-1 ハードアンテナ(カーボン、グラスロッド、スチールなど)を禁止する。

15-5-9 タイヤ

中空ゴムタイヤのみとし、タイヤの材質はサーキットの路面を傷つけないものであること。タイヤ

の内側にフォームは挿入出来る。ホイールステッカーの使用は禁止。

タイヤ最小幅…24mm、タイヤ最大幅…30mm

タイヤ最小径…55mm、タイヤ最大径…70mm

タイヤはコントロール・タイヤとする(詳細は後日発表)

ホイールステッカーの使用は禁止。

15-5-10 重量

4WD(四輪駆動車)・1380g 以上、2WD(二輪駆動車)・1350g 以上共にトランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

15-5-11 コースゼッケン

①全ての車は、車体の右横、左横、前方の3ヶ所の見やすいウインドーを除く場所に、コースゼッケンを貼付しなければならない。

②コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

15-5-12 安全性

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

15-5-13 改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

15-5-14 バッテリー

①下記、バッテリーのみ使用が認められる。

②リフェは 2S-ストラクション・ユニット(6.6V)/リポは 2S-ストラクション・ユニット(7.4V)長さ 139mm×幅 47mm×高さ 25.1mm 寸法内であれば振り分け型も認められる。(ハードケース仕様の事)

③レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。

④動力用電源 以外の電源の搭載は禁止する。

15-5-15 モーター

①JMRCA が公認したモーターのみ使用が認められる。

②使用可能なモーターJMRCA 公認モーター

③公認を受けたモーターのバランス取り、エポキシの塗布、冷却用穴開け、ボールベアリングなどの改造は許される。

④ブラシレス・モーターの使用を認める。ただし、JMRCA で公認をしたものに限る。

15-5-16 車検

①車検は走行前後に行われる。

②車検はトランスポンダーを搭載した状態で行なわれる。

③車両全備静止状態とは、走行させる状態で車両を上から押してサスペンションを縮めた状態から、手を離しスプリングなどでサスペンションが自然に伸びた位置をしめす。

④リフェ/リポバッテリー共に走行前の電圧は各々、以下の電圧とする。リフェは 7.4V/リポは 8.4V

⑤リフェ/リポバッテリー共に走行前の温度は外気温のプラス 5 度以下とする。

15-5-17 走行規定

①動力によるバック走行は禁止され、前進コントロールのみ。

②フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。

③バッドライビング等の警告を3回宣言された選手は、本大会を失格とする。

④コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かなければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。

⑤走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。

⑥混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。

⑦5 分間の周回レース。

⑧予選はポイント制とする。決勝レースは全員決勝方式で行われ、各メイン1ラウンド行われるが A メイン(予選順位 1 位~10 位)は 3 ラウンドを行いポイント制とする。

15-5-18 再レース

- ①計時システムのトラブルによるもの。
- ②コース損傷によるトラブル。
- ③主催者が特に認めた場合。

15-5-19 禁止事項 ジャイロ等を含むオートパイロット(車両自律航法装置)の使用は禁止

JMRCA 競技規則・第 16 章

16-1 出場するレーサー(競技車)

出場するレーサー(競技車)は 1/12 スケール電動レーシングカー

16-2 車体検査

- ①競技に参加する全ての車は、いかなる場合も下記の数値に適合しなければならない。
- ②選手はレース出走前(前車検)とレース出走後(後車検)には必ず車検を受けなければならない。これを怠った選手はそのレースを失格とし、そのレースの記録を抹消する。
- ③競技委員長、および車検委員長はレース期間中、いかなる時でも必要に応じてレース車の車体検査(動力モーター、バッテリーを含む)を行うことができる。
- ④リチウムイオン(リフェ/リポ)バッテリーはスタート前に電圧とバッテリー温度の検査を実施する。リフェ/リポバッテリー共に走行前の電圧は各々、以下の電圧とする。リフェは 3.7V/リポは 4.2V
リフェ/リポバッテリー共に走行前の温度は外気温のプラス 5 度以下とする。

16-3 競技仕様

ドライバーは技術検査をパスし、検定された車でレースしなければならない。

16-3-1 車体寸法

- ①最大全長…450mm
- ②シャシー最大全幅…172mm
- ③ボディ最大全幅…176mm(アンテナを除く)車を正しく直進方向にし、平地において四輪を地につけた状態で上記の寸法内でなければならない。

16-3-2 車体重量

最低重量…730g トランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

16-3-3 ボディ

- ①すべての車は、柔軟な材質で作られた彩色のあるボディを付けなければならない。
- ②オープンコックピットの車は少なくとも胸部から上を、2色以上の彩色されたドライバー人形を、搭載しなければならない。
- ③ドライバー人形は、少なくとも人間の顔、肩、腕からなり、オープンコックピット車すべてに適切な位置に置かれていること。形はヘルメットを着用し、外観は色も形も写実的に着色されていなければならない。
- ④ボディはしっかりとレース車に付いていること。
- ⑤ウインドーはともに透明または半透明でなければならない。

16-3-4 ウイング

- ①ウイングまたはスポイラーは、いずれか1つしか装着することができない。ただし、実車がそうでなければ、その限りではない。
- ②最大幅…172mm、最大長さ…50mm
- ③ウイング・スポイラーはサイドプレートも含め、的確な彩色をされていなければならない。着色＝透明または半透明は不可
- ④金属製のウイングは使用できない。
- ⑤後付の翼端板の追加は1対までとし、最大 55mm(横)×20mm(縦)まで認められる。

16-3-5 アンテナ

①ロールオーバーアンテナは、安全のため先にキャップを付けるか、十分に丸めて おかなければならない

- ②最大長さ(地面から)…350mm 以内

16-3-6 タイヤ

- ①最大直径…60mm
- ②最大幅…38mm
- ③ホイール最大幅…38mm

16-3-7 コースゼッケン

- ①すべての車は、車体の前方、右横、左横の 3 ヶ所の見やすい場所にコースゼッケンを貼らなければ

ならない。

②コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

16-3-8 安全性

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

16-3-9 改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

16-3-10 バッテリー

①下記、バッテリーのみ使用が認められる。

②サブ C は 4 セル(4.8V) 外径 23mm×長さ 43mm/リフェは 1S(3.3V)/リポは 1S(3.7V)長さ 93mm×幅 47mm×高さ 18.5mm 振分け型は認められない。(ハードケース仕様の事)

③レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。

④受信機、サーボ、スピードコントローラなどの作動用バッテリーの追加は許される

16-3-11 モーター

①JMRCA が公認したモーターのみ使用が認められる。

②使用可能なモーターは JMRCA 公認モーター

③公認を受けたモーターの巻き線、バランス取り、コミンテーターの削り、エポキシの塗布、冷却用穴開け、ボールベアリング、ブラシ、ブラシホルダーなどの改造は許される。

④ブラシレス・モーターの使用を認める。ただし、JMRCA で公認をしたものに限る。

16-4 走行規定

16-4-1 走 行

①動力によるバック走行は禁止され、前進コントロールのみ。

②フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。

③バッドライビング等の警告を3回宣言された選手は、本大会を失格とする。

④コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かなければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。

⑤走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。

⑥混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。

16-5 競技時間

8 分間の周回レース

16-6 再レース

①計時システムのトラブルによるもの。

②コース損傷によるトラブル。

③主催者が特に認めた場合。

17 禁止事項 ジャイロ等を含むオートパイロット(車両自律航法装置)の使用は禁止

JMRCA 競技規則・第 17 章

17-1 カテゴリー名称

1/10 スケール GP(エンジン)ツーリングカー

17-1-1 クラス分け

オープン・クラスとスポーツ・クラスに分ける。

17-1-2 スポーツクラスの参加資格

スポーツクラスは過去 3 年以内にその他の JMRCA 全日本選手権において 10 位以内に入賞したものは参加できない。ただしエンジンツーリング・カースポーツクラス優勝者は、翌年度のみ同クラスに参加出来なく、翌々年度からの参加は可能。

17-2 動力(エンジン)

使用するエンジンは、空冷式・2 ストローク・フロントロータリーバルブ・排気量 12cu.in.(2.11cc)までとする。

ライナー(スリーブ)のポート数は排気を含め4ポート以内でなければならない。ただし、ライナー(スリー

ブ)については、最下段に位置するピストン上部に達しなければ冷却用途に限り追加の切り込み、又は穴を開けてよい。

- ①キャブレター口径…5.50mm 以内。
- ②グロープラグ…ノーマルプラグ(1/4UNF)およびテーパー状の接触面を持つターボプラグが使用できる。
- ③加給吸気方式・可変ポート方式は認められない。
- ④IFMAR EFRA FEMCA ROAR 公認のインテーク(インダクション)サイレンサーを装着しなければならない

17-3 エンジンの加工

エンジンの加工、改造は 17-2 に定められた規定の範囲内であれば可能とする。

17-4 マフラー

出場する車は JMRCA 公認マフラーか、または IFMAR 公認(FEMCA、EFRA、ROAR、のエクゾストホモロゲーションに記載されている)マフラーのいずれかを装着しなければならない。

17-5 車体(シャシー)

- ①駆動は四輪駆動(4WD)でなければならない
- ②クラッチを装備しその機構によってエンジンが始動している状態で静止していることが出来なければならない。
- ③ブレーキは1個のみで駆動軸を制御するものでなければならない。
- ④2 スピードまでのギヤボックスが認められる。
- ⑤燃料タンクの容積は燃料パイプ、フィルターなどを含み 75cc 以内、タンク内に固定されていない挿入物は認められない。
- ⑥フロントバンパーは柔軟性のある材質でなければならない。
- ⑦ロールバーはボディの下にしなければならない。
- ⑧アンテナは柔軟性のある材質でなければならない。カーボン、スチールなどは禁止。
- ⑨タイヤは、スポンジ又はゴムタイヤが使用できる、タイヤは側面の文字を除き黒色でなければならない。
- ⑩車体は別記の規定(17-7)にある数値に適合していなければならない。
- ⑪走行状態において、車体最低重量は 1650g以上とする。ただし、計測用機器を取り付けた状態で、燃料を除いた重量。
- ⑫ホイールおよびタイヤは別記(17-7)の規定にある数値に適合していなければならない。

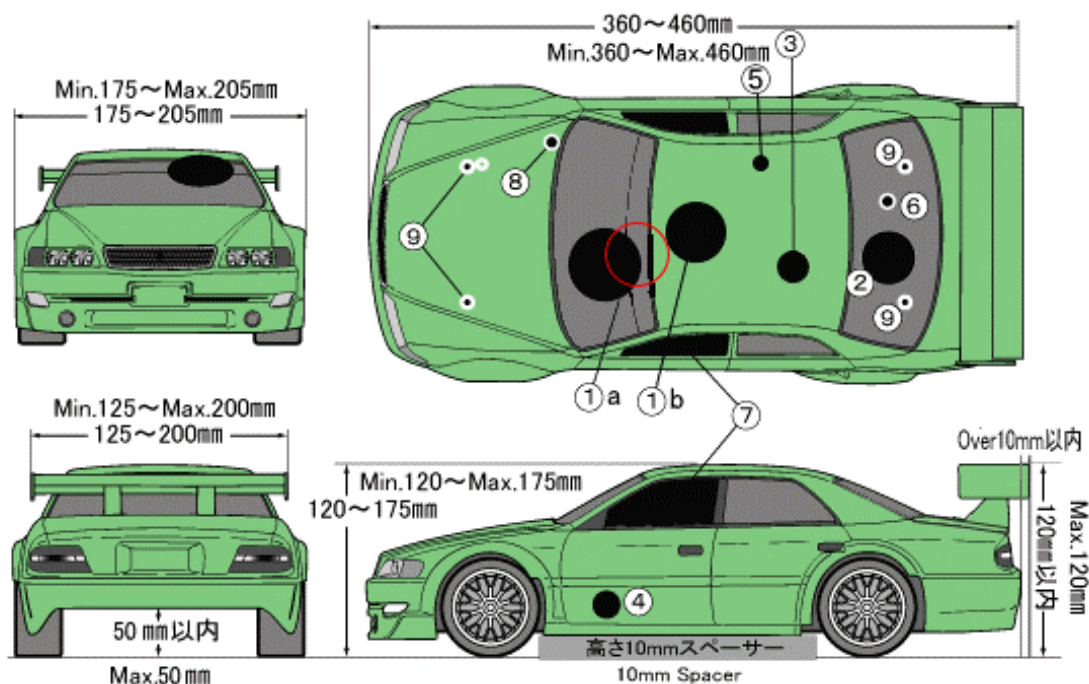
17-6 ボディ

- ①市販されている 2 ドア以上の実車をモデルとする 1/10 スケールボディとする。
- ②マフラー排気口、アンテナ、ボディポストのみボディの外にはみ出してよい。
- ③全てのウインドーは透明または半透明でなければならない。
- ④ボディは柔軟性のある材質で、的確な彩色をされていなければならない。
- ⑤ヘッドライト・テールランプ・グリルなどは周囲の色と別色で区別されていなければならない(シールなどの張り付け可)。
- ⑥ボディ下部サイドのカットラインはドアの下限線を残さなければならない。
- ⑦リアバンパー部分(カットライン)は地上から 50mm 以内とする。カットライン部分の追加修正(テープなど)は出来ない。
※測定は高さ 10mm のスペーサーの上にシャシーを水平に置いた状態で行う。
- ⑧ウイングまたはスポイラーは1個だけ取り付けることが出来る。ボディに直接取り付けなければならない。取り付けには危険性のない材料で取り付けなければならない。
- ⑨ボディは車体に搭載された状態で、別記(17-7)の規定にある数値に適合していなければならない。
- ⑩ボディには 17-8 で示す通りの用途に限られ穴を開けることが出来る(図および数値参照)。

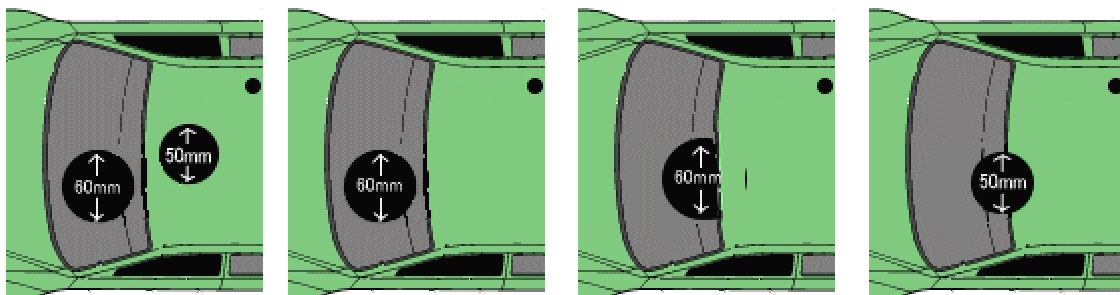
17-7 車体規定(最小～最大)

- A) ホイールベース 230～270mm
- B) 車幅(ボディを除く) 170mm～200mm
- C) 車幅(ボディを含む) 175mm～205mm
- D) 全長(ボディ・ウイングを含む) 360mm～460mm
- E) 全高(ボディーフまで)測定は高さ 10mm のスペーサーを水平に置いた状態で行う 120mm～175mm
- F) ウイング幅 125mm～200mm
- G) ウイング高さ※測定は高さ 10mm のスペーサーの上にシャシーを水平に置いた状態で行う 120mm
- H) ウイングコード 50mm
- I) ウイングプレートサイズ(最大) 35×50mm

- J) ホイール径 46mm～50mm
- K) ホイール幅 30mm+1mm
- L) タイヤ幅 24mm～30mm



* ①a 冷却用穴(最大 60mm)と①b 給油用の穴(最大 50mm)をそれぞれ開けることができるこの場合 5mm 以上はなれていなければならない、この場合冷却穴はフロントスクリーン、給油はルーフにそれぞれあけなければならない。
 共用の目的でフロントスクリーンのみに開口部を設置する場合は最大開口部径は 60mm
 タンクの位置により左図の赤丸で示すようにフロントスクリーンとルーフにかけて冷却給油を 1 個の穴をあけることができる、なお、この場合の最大開口部径は 50mm(ルーフにかからない場合は 60mm)



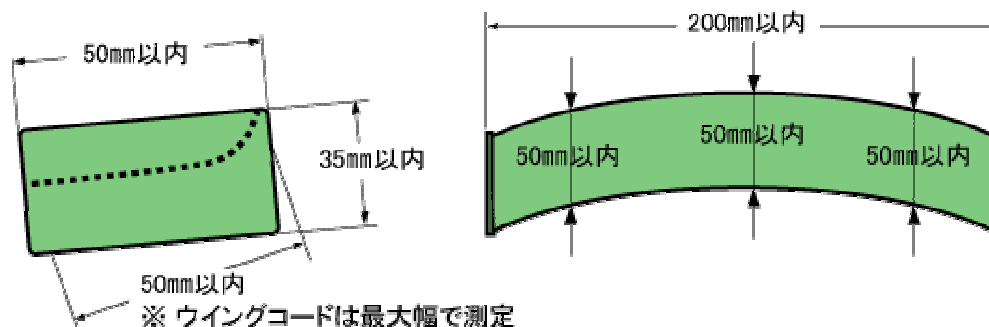
17-8 ボディの開口部

- ①-a冷却用の1つの穴をフロントウィンドーに開ける事が出来る、この穴はどの方向から測っても最大 60mm以内とする、この穴はボンネット、又はルーフに掛かってはならない。
- ①-b燃料供給用の1つの穴を燃料キャツプ上部に開ける事が出来る、この穴はどの方向から測っても最大 50mm以内とする、冷却用の穴と燃料供給用の穴とは最低 5mm以上間隔が開いていなければならない。
- ②リアーウィンドーには冷却用の穴を開ける事が出来る。ただしウィンドーのラインを超えてはならない。また、ウィンドーの一部を残し折り曲げる加工は禁止とする。
- ③プラグヒート用穴…直径 35mm 以内。1箇所のみ
- ④マフラー排気口穴…直径 20mm 以内。1箇所のみ
- ⑤アンテナ用穴…直径 10mm 以内。1箇所のみ
- ⑥ニードル調整用穴…直径 10mm 以内。1箇所のみ
- ⑦左右フロントドアのサイドウィンドーに限り、穴を開ける事が出来る。ただしウィンドーのラインを超えてはならない。また、ウィンドーの一部を残し折り曲げる加工は禁止とする。
 その他、ボディマウント用穴、ウイング・スポイラー取付用穴、以外は穴あけ加工をしてはならない。ただし、小さな穴はステッカーなどで補修して、埋めることが出来る

17-9 ウイング・スポイラー(図参照)

- A)ウイング規定は実車の装備に関わらず全ての車両に適用される。
- B)ウイング・スポイラーは一体成型されたもので、サイドプレート以外付加してはならない。

- C) ウイング・スポイラーはサイドプレートも含め、的確な彩色をされていなければならない。着色＝透明または半透明は不可
- D) ウイング・スポイラーおよびサイドプレートは車体に装着された状態で、地上より 120mm を超えてはならない。※測定は高さ 10mm のスペーサーの上にシャーシを水平に置いた状態で行う。
- E) ウイング、スポイラー、翼端板は、ボディー最後部より後ろ 10mm 以内とし、一部でもはみ出してはならない。(図参照)
- F) ウイング・スポイラー全幅はサイドプレートを含み 200mm 以内とする。
- G) その他、ウイング・スポイラーおよびサイドプレートは別記してある規定の数値に適合していなければならない。



17-10 燃料

燃料はメタノール(メチルアルコール)、潤滑油、ニトロメタンだけで構成されていなければならない。ニトロメタン含有量は最大 16% 以内とする。混合の比重は 0.87 以内とする。その他危険と判断される燃料は認められない。ニトロメタン含有量の測定基準は比重とする。

17-11 走行規定

- ① フライング、コースカット等には、ペナルティーが科せられる。
- ② バッドドライビング等の警告を 3 回宣言された選手は、本大会を失格とする。
- ③ コースマーシャルは、前ヒートの選手(代理人でも可)が行う事。又、コースマーシャルは、次のヒートがスタートするまでに、指定されたマーシャルポジションに付かなければならない。コースマーシャルを怠った選手には、ペナルティーが科せられる。
- ④ 走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティーが科せられる。
- ⑤ 混信などの電波トラブルの申告はレース・スタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。
- ⑥ 予選はポイント制とする 決勝レースは全員勝ち上がり決勝方式で行われる

17-12 コースゼッケン

- ① 全ての車は、車体の右横、左横、前方の 3 ヶ所の見やすいウインドーを除く場所に、コースゼッケンを貼付しなければならない。
- ② コースゼッケンは、大会主催者より用意された物を使用する事。

17-13 安全

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない、また損傷を与えないように組み立てなければならない。

17-14 改造

車は規定範囲内で改造しても良い。ただし、コースマーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

17-15 禁止事項

- 四輪ブレーキ。
- 液冷エンジン。
- ハイドロリックシステム
- 3 サーボ以上の使用
- 電動ジャイロスコープの使用
- タイヤクイックチェンジシステムの使用